

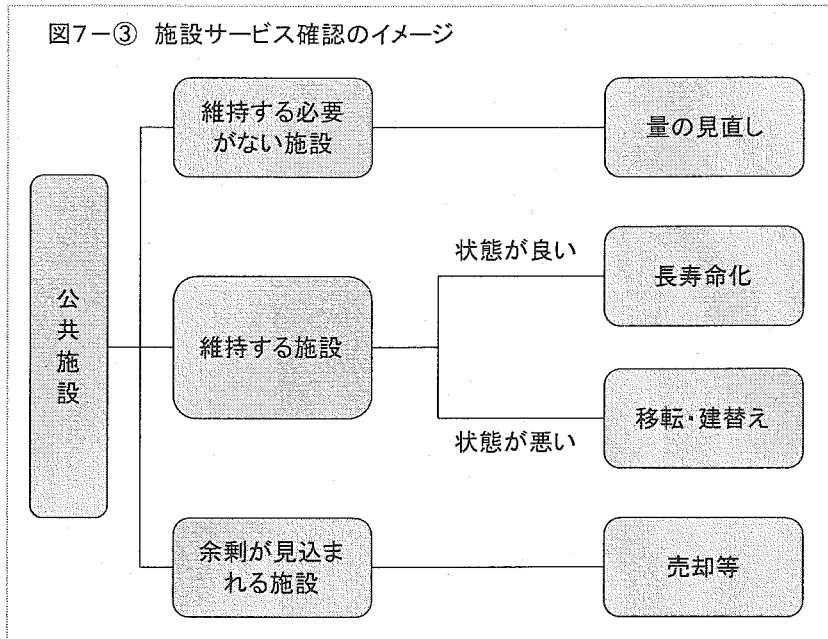
平成 28 年 12 月 14 日

山陽小野田市公共施設等総合管理計画 (案)

平成 年 月



山陽小野田市
SANYO ONODA CITY



総量抑制の取組により、身近にあった公共施設が多少遠方になることもあるかもしれませんが、市民の皆様には少しずつ御協力をいただきながら、必要な行政サービスを適切かつ持続的に提供していくことができるよう、公共施設の適正配置と総量抑制に取り組んでいきます。

(3) 複合化・共用化

「複合化」とは、異なる機能の施設を一つの建物又は同一敷地内にまとめることを言います。

単独機能の公共施設は、設置目的や責任の所在が明確であるという利点がありますが、目的の異なる施設を複合施設として整備することにより、玄関、ロビー、廊下、階段及びトイレ等の共用スペースの相互利用が可能となり、全体として公共施設の面積を減らすことができます。

また、一つの施設が複数の機能を持つことによって、必要な機能を確保したままで、異なる世代間の交流が生まれ、それにより新しい付加価値を生み出すことも期待できます。

本市では既に、老朽化した山陽総合事務所、厚狭公民館、厚狭図書館を再編するための協議を重ね、これに既存の保健センターを含めて4つの機能を併せ持つ厚狭地区複合施設を整備しました。これにより、これまでの

1つの機能ごとに1つの建物を整備していたときと比べて、共用スペースの相互利用による面積節減が実現しています。地域施設の複合化は、今後公共施設再編を進める上で有効な手法と考えられます。

「共用化」は、施設分類及び利用者が異なるが、同様のサービスを提供する施設について、建物やスペースを共用することです。共用化は、比較的近距离に位置する施設について実現可能と思われ、施設数及び施設面積の削減が可能となる一方で、必要な機能は確保できるため、公共施設再編を進める上で有効な手法です。

図7-④ 複合化のイメージ

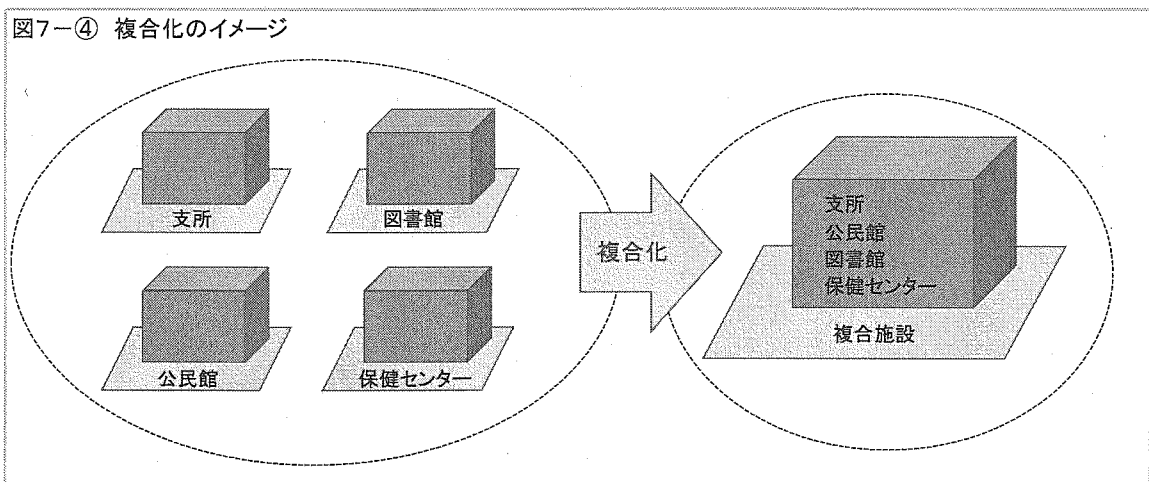
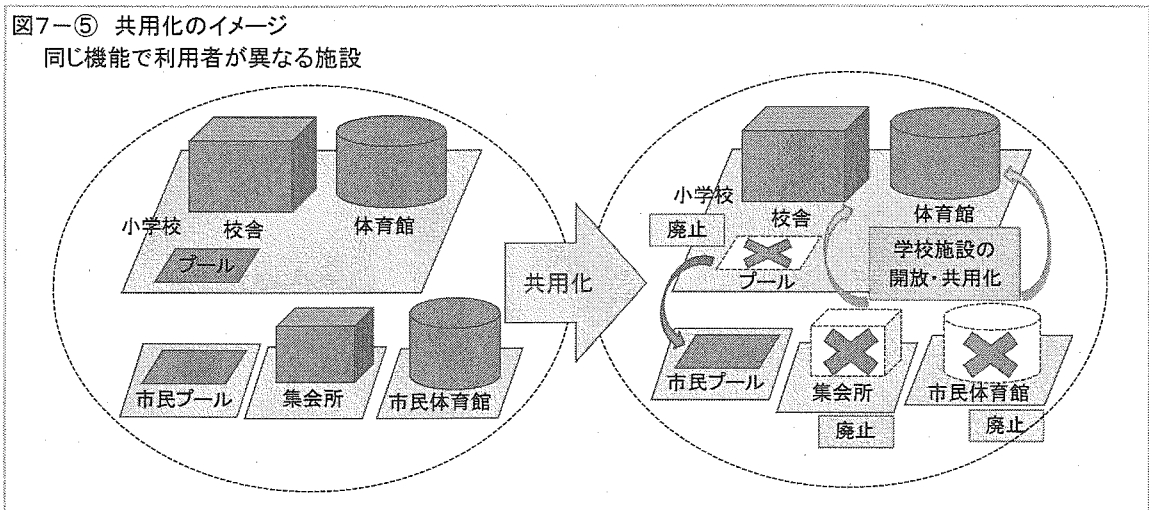


図7-⑤ 共用化のイメージ
同じ機能で利用者が異なる施設



※施設は例を示したものです。具体的な検討を予定しているわけではありません。

複合化や共用化により不要となった建物や土地については、積極的に売却し、又は貸し付けることにより、財源確保に努めます。

1. 山陽小野田市内各小中学校の学年別、男女別の在籍者数と合計数の一覧表(平成27年5月1日現在)

学校名	1年			2年			3年			4年			5年			6年			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
有帆小学校	20	12	32	15	14	29	15	10	25	13	15	28	21	8	29	13	21	34	97	80	177
高千帆小学校	53	43	96	56	45	101	41	47	88	53	46	99	64	42	106	59	40	99	326	263	589
高泊小学校	23	14	37	21	31	52	22	15	37	16	19	35	22	22	44	20	26	46	124	127	251
小野田小学校	21	21	42	27	39	66	34	24	58	19	34	53	47	24	71	27	30	57	175	172	347
須恵小学校	34	36	70	35	40	75	50	37	87	35	37	72	38	29	67	43	37	80	235	216	451
赤崎小学校	21	18	39	14	22	36	24	29	53	27	22	49	19	26	45	15	26	41	120	143	263
松原分校	0	0	0	3	1	4	1	1	2	0	0	0	1	0	1	2	1	3	7	3	10
本山小学校	10	19	29	17	18	35	16	13	29	20	16	36	22	12	34	19	19	38	104	97	201
厚狭小学校	56	45	101	53	56	109	33	47	80	61	50	111	51	57	108	52	48	100	306	303	609
厚陽小学校	9	5	14	4	10	14	6	4	10	9	9	18	6	12	18	12	9	21	46	49	95
出合小学校	5	14	19	12	14	26	14	7	21	9	12	21	14	15	29	15	13	28	69	75	144
埴生小学校	11	12	23	16	14	30	16	19	35	12	18	30	17	18	35	13	12	25	85	93	178
津布田小学校	3	4	7	5	2	7	4	6	10	4	3	7	4	2	6	5	3	8	25	20	45
小学校計	266	243	509	278	306	584	276	259	535	278	281	559	326	267	593	295	285	580	1,719	1,641	3,360
高千帆中学校	80	71	151	100	89	189	77	84	161										257	244	501
小野田中学校	70	65	135	60	66	126	47	82	129										177	213	390
竜王中学校	43	29	72	41	43	84	44	37	81										128	109	237
松原分校	1	3	4	2	1	3	4	0	4										7	4	11
厚狭中学校	61	64	125	61	49	110	63	57	120										185	170	355
埴生中学校	14	19	33	29	12	41	25	14	39										68	45	113
厚陽中学校	12	11	23	8	3	11	7	6	13										27	20	47
中学校計	281	262	543	301	263	564	267	280	547	0	0		0	0		0	0		849	805	1,654
総合計																			2,568	2,446	5,014

2 山陽小野田市内各公民館(津布田会館含む)について (27年4月1日現在)

(1)職員数

(2)職員各々の身分と待遇、職務内容、給与、手当(違いがあればその理由)

	待遇	職員		再任用	任期付	臨時		計	うち兼務辞令
	身分	館長	主事	館長	館長	館長	主事		
本山		0	0	0	0	1	1	2	福社会館 2
赤崎		0	0	0	0	1	1	2	福社会館 2
須恵		0	0	0	0	1	1	2	福社会館 2
小野田		0	0	0	0	1	2	3	市民館 2
高泊		0	0	0	0	1	1	2	福社会館 2
高千帆		0	1 ※a	0	0	1	1	3	小野田勤労青少年H 3
有帆		0	0	1	0	0	1	2	福社会館 2
厚狭		0	0	0	0	1	1	2	
出合		0	0	0	1	0	1	2	
厚陽		0	1 ※b	0	0	1	1	3	厚陽出張所 3
埴生		0	0	0	0	1	1	2	
津布田		1	0	0	0	0	0	1	中央公民館 1
計		1	2	1	1	9	12	26	合計 19

職務内容(職務内容)

館長	<p>① 館の管理運営に関すること。 ・防火管理者として施設の管理・使用許可申請の受理・処理(許可)及び使用料の収納管理・軽微な館の維持管理業務(電球の取替等)</p> <p>② 館事業の企画、実施に関すること。 ・主催講座・教室・行事の企画・実施、共催事業の協力・調整、公民館クラブの運営統括・支援</p> <p>③ 庶務に関すること。</p> <p>④ 予算執行に関すること。</p> <p>⑤ 校区内社会教育団体、地域団体等の連絡調整に関すること。</p> <p>※その他、教育委員会が定めた「これからの公民館のあり方」に基づく事業の実施(「ひとづくりの実践」「学校支援のコーディネイト」「まちづくりへの波及」など)</p>
公民館主事	館長職務の補佐

待遇の違いについて(理由)

【館長】	<p>公民館運営を地域の公民館運営協議会に委託する方式(委託館方式)を27年度から見直したことに伴い、館長選出方法を公民館運営協議会の推薦による選出(待遇は臨時職員)から、教育委員会による選出(任期付職員あるいは再任用職員)に変更した。これは、館長が任期満了した館から実施することとしたため、初年度の27年度は2館(有帆・出合)で館長を選出した。教育委員会が定めた「これからの公民館のあり方」に基づく事業の取組み(「ひとづくりの実践」「学校支援のコーディネイト」「まちづくりへの波及」など)への意欲と自覚を保持していただくため、身分と給与面で処遇する。</p>
【主事】	<p>従来、正規職員が配置されてきたのは、小野田勤労、山陽勤労の業務を主に行う高千帆公民館のみであったが、26年度に厚陽公民館に正規職員が配置された。館長と同様に、「これからの公民館のあり方」に基づく事業に取組むためには、主事も重要なポジションとなる。残りの館では臨時職員の待遇である。</p>

※公民館長

職員区分	給料区分	金額(円)
任期付(常勤)	月額	177,600
再任用(常勤)	月額	212,900
臨時(常勤)	日額	7,000

※左に記載してある給料及び手当以外(時間外勤務手当、通勤手当等)については、実績に基づくものや個人により異なるものであるため、記載せず。

※一般事務

職員区分	給与区分	金額(円)
正規職員	月額	319,200 (abの平均)
臨時(常勤)	日額	6,000

※期末勤勉手当

職員区分	算定月数
正規職員	4.1月
任期付(常勤)	4.1月
再任用(常勤)	2.15月
臨時(常勤)	20日

(3)開館日、開館時間(各施設で違いがあればその理由)

	平日	休日(土、日、祝)
本山	9:00~22:00	9:00~22:00
赤崎	9:00~22:00	9:00~22:00
須恵	9:00~22:00	9:00~22:00
小野田	9:00~22:00	9:00~22:00
高泊	9:00~22:00	9:00~22:00
高千帆	9:00~22:00	9:00~22:00
有帆	9:00~22:00	9:00~22:00
厚狭	9:00~22:00	9:00~17:15
出合	9:00~22:00	9:00~17:15
厚陽	9:00~22:00	9:00~17:15
埴生	9:00~22:00	9:00~17:15
津布田	9:00~22:00	9:00~17:15

※12月29日~1月3日：閉館

開館時間の違いについて(理由)

公民館条例施行規則 第2条 第3条 及び
津布田会館条例施行規則 第2条 第3条に基づく。

山陽地区の公民館の休日の開館時間については、利用者、地区団体等へのヒアリングの結果に基づき、17時15分までとしている。なお、厚狭公民館については、厚狭複合施設のオープンに合わせて延長する方向で見直す予定。